矢板市正規雇用促進支援金交付要綱

（目的）

第１条　市内事業者の正規雇用を促し、労働者の経済的安定と事業者の労働力確保の両立を図るため、非正規雇用者または無業者を正規雇用した市内事業者に対し支援金を交付することについて、矢板市補助金等交付規則（平成１４年矢板市規則第１８号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　非正規雇用　次のいずれかに該当すること。

ア　期間の定めのある雇用契約で雇用されていること。

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等

に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定

する派遣労働者（同法第３０条の２に規定する無期雇用派遣労

働者を除く。）であること。

ウ　その他事業主との直接的な期間の定めのない雇用契約が存在

しないこと。

⑵　正規雇用　次のいずれにも該当すること。

ア　期間の定めのない雇用契約で雇用されていること。

イ　補助対象事業主に直接雇用されること。

ウ　１週間の所定労働時間が３０時間以上で雇用されていること。

エ　労働保険および社会保険に加入していること。

　⑶　無業者

　　正規雇用の契約締結日において就業していない者

（補助対象事業主）

第３条　補助対象事業主は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

　⑴　次のいずれかに該当する事業主であること。

ア　市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に定める中小企業者とする。）又は市内にある農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に定める法人とする。）

イ　市内に主たる事業所を有する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人

ウ　その他市長が認めた法人

　⑵　市税を滞納していないこと。

　⑶　新たに正規雇用した者（以下「正規雇用者」という。）を労働保険及び社会保険の被保険者としていること。

　⑷　正規雇用の契約日の前日から起算して６月前までの間に、事業主

の都合により正規雇用者を解雇したことがないこと。

（補助対象労働者）

第４条　補助対象労働者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

　⑴　正規雇用の契約締結日において市内に住民登録している者

⑵　令和７年４月１日以降に非正規雇用により就業している者（以下「非正規雇用者」という。）または無業者から正規雇用者として雇用されていること。

⑶　市税の滞納がない者

（支援金額）

第５条　支援金の額は、補助対象労働者に一人につき１０万円とする。

（支援金の交付申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、正規雇用契約締結日から６月を経過した日から６月以内に、支援金交付申請書（規則別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

⑴　対象労働者一覧表（別記様式第１号）

⑵　正規雇用の契約締結日以前に補助対象労働者が非正規雇用者又は

無業者であったことが分かる書類

⑶　正規雇用に係る雇用契約内容の分かる書類

⑷　補助対象労働者が、健康保険及び厚生年金保険被保険者であることが分かる書類

⑸　申請者の市税の完納証明書

⑹　その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第７条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは支援金交付決定通知書（規則別記様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第８条　前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金交付請求書（規則別記様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

　⑴　交付決定通知書の写し

　⑵　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し等）

第９条　市長は、支援金の交付の決定をした場合において、補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は第５条の申請において提出した内容が事実と異なっているものと認められるときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

２　前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

　（証拠書類の保存）

第１０条　補助事業者は、本事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、本事業完了後の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。